

質問・回答書

件名	広域ごみ処理施設建設に係る一般廃棄物(ごみ)処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画(二次計画)策定支援業務				
No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	仕様書	1	3.業務委託期間	循環型社会形成推進地域計画(二次計画)の県への提出期限はないものと考えてよろしいでしょうか。	千葉県から11月中に確認のため提出を求められるため、その期限までに策定するものとします。
2	仕様書	4	11.成果品	(1)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 構成市用 30部 とありますが、銚子市、旭市及び匝瑳市を含めて30部(各市10部)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	仕様書	4	11.成果品	(2) (1)の概要書200部 とありますが、組合用、銚子市、旭市及び匝瑳市を含めて200部と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	仕様書	7	(4) ごみ処理基本計画	④ごみの最終処分計画(最終処分場施設基本諸元検討含む) について、どの程度の諸元をお考えでしょうか。	当組合ホームページに掲載している広域最終処分場基本設計書を参照してください。
5	仕様書	8	(4) 循環型社会形成推進のための現状と目標の作成	②及び④について(必要な場合)とありますが、構成市ごとに必要の有無が異なるのでしょうか。現時点で、必要の有無が決まっていればご教示願います。	構成市ごとの現状及び目標を仕様書のとおり作成するものとします。
6				計画策定にあたって、構成市が一同に会した協議会等が定期的に開催できるものと考えてよろしいでしょうか。なお、目標値、施策等の照会は組合殿を通して、構成市に確認する手順を踏むという流れとなると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。